

二つの新規条例を可決

◆瑞穂町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

平成21年4月1日に介護従事者の報酬が3%引き上げられます。これによる介護保険料の上昇を抑制するために交付される財源を受け入れるため、条例を制定するものです。

◆瑞穂町図書館協議会条例

図書館運営に広く町民の意見を反映し、より町民が利用しやすい図書館運営を目指すため、図書館法に基づき、図書館協議会の設置を定めるものです。



地域図書室となっている「元狭山ふるさと思い出館」

◆長期総合計画審議会条例の改正を可決

第4次瑞穂町長期総合計画を策定するにあたり、識見を有する者の委員枠を増やすため、「瑞穂町長期総合計画審議会条例」を改正するものです。

◆職員の分限条例の改正を可決

心身の故障により長期の休養を要する場合の休職期間を「2年を超えない範囲内」であったものを「3年を超えない範囲内」に、また、復職後1年以内に同一疾病により再び休職をする場合はその期間を通算するため、「瑞穂町職員の分限に関する条例」を改正するものです。

◆職員の勤務時間、休日、休暇等条例の改正を可決

人事院および都人事委員会の意見に基づき、町職員の勤務時間を改正し、特別休暇に裁判員として出頭する場合を追加するため、「瑞穂町職員の勤務時間休日、休暇等に関する条例」を改正するものです。

◆職員給与条例の改正を可決

都人事委員会の勧告に基づき、「瑞穂町職員の給与に関する条例」を改正するものです。

◆介護保険条例の改正を可決

平成21年度から3年間を期間とする第4期介護保険事業計画に基づき、計画期間内の介護保険料を改定するため、「瑞穂町介護保険条例」を改正するものです。これにより、基準額が月額4、275円から4、200円に引き下げられ、保険料所得区分が6段階から11段階に変更されます。

◆補正予算を可決

一般会計予算を8、983万4千円減額し、また、9つの特別会計を総額8、911万7千円減額する補正予算を可決しました。

◆訴えの提起を可決

町営東長岡住宅明渡しなどの請求に関して訴えを提起し、または和解するための議案を可決しました。

国の法改正に伴う町の条例改正

- ◆「瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例」
- ◆「瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」
- ◆「瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」
- ◆「瑞穂町国民健康保険条例」
- ◆「瑞穂町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例」

陳情審査の結果

- 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求ることに関する陳情
審査結果…趣旨採択
- その他に2件の陳情を議会運営委員会で審査し、議員参考配布としました。

審議結果

(賛否の分かれた議案)

○…賛成 ×…反対

議案名	議員名 (上段は会派…正式名は8ページ)														審議結果			
	自 民							公 明		住 民	改 革	共 産	民 主					
	竹嶋	島	上野	森	原	小池	小野	高水	石川	小山	青山	小川	下野	谷		近藤	大坪	齋藤
議案第20号 平成21年度瑞穂町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	可決

議会活性化特別委員会中間報告

平成19年12月7日の本会議にて設置された議会活性化特別委員会は、議員定数を現行の18人から16人とすることと決し、20年第2回定例会(6月議会)において、「瑞穂町議会議員定数条例」を改正しました。

その後、20年7月から21年2月までに、9回委員会を開催し、今議会では、この内容について、上野 議会活性化特別委員長から中間報告がなされました。報告内容は下記のとおりです。

●新規条例は、これまですべてを委員会へ付託していたが、他の条例と同じく、本会議で審議を行うことを基本とし、必要に応じて委員会へ付託する。

●一般質問について、従来の登壇方式から対面演壇方式に改め、町側と相対する形で議論をする。

●政務調査費については、交付額は現状のまま(1人10万円以内)とし、透明性を高めるために、使途基準などを定めたマニュアルを作成し、積極的に情報を公開する。

●各委員会等の管外調査視察実施については、次のとおり変更する。

委員会名	変更前	変更後
常任委員会	おおむね毎年2泊3日	日帰りや1泊2日など、柔軟に対応
特別委員会	毎年1泊2日	隔年1泊2日
議会運営委員会 議会だより編集委員会	隔年1泊2日	廃止